

(仮称) 水戸市男女平等参画推進基本計画 (第2次)

第1章「計画の枠組み」及び第2章「計画の基本的な考え方」

(案)

第1章 計画の基本的事項

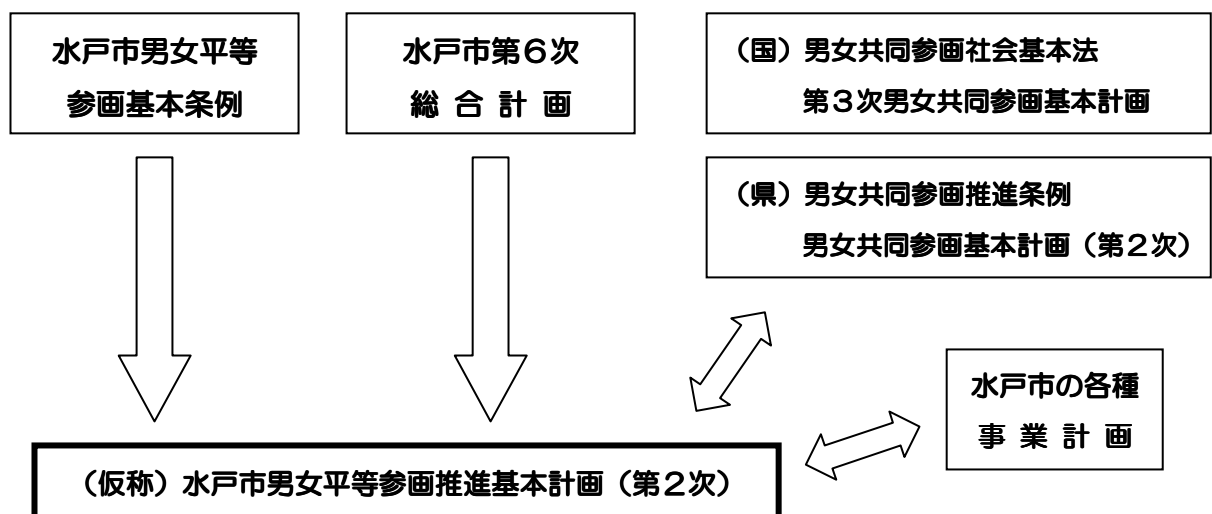
1 計画策定の趣旨

本市では、1995（平成7）年度に「平等・創造・平和」を基本理念とする「水戸市女性行動計画」を策定し、1996（平成8）年度に「男女共同参画都市」を宣言しました。2001（平成13）年度に、「水戸市男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づいた「水戸市男女平等参画推進基本計画」を2004（平成16）年度に策定、全庁的に多岐にわたる施策に取り組んできました。また、国においては、国民生活の変化・多様化に伴い男女平等参画に関する法令及び制度の整備が進められてきましたが、前基本計画の策定から10年が経過する中で、新たな課題として、仕事と生活が調和したライフスタイルの確立や増加するDV等の性暴力による人権侵害への対応などが求められています。また、男女平等参画に関する市民意識調査の結果では、「社会全体においては、男性が優遇されていると思う」との回答が7割を超えており、意識の上での不平等感を解消するための取組も十分とは言えません。

豊かで活力ある地域社会を築き上げていくためには、性別を問わず、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が不可欠です。そこで、現基本計画に位置づけられている施策やこれまでの取組を踏まえて、市民意識及び社会環境の変化などに対応し、一層の男女平等参画を推進していくための新たな基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、水戸市男女平等参画基本条例において市が行う基本的施策として、第9条に規定する「男女平等参画の推進のための基本計画」として策定するものです。
- (2) この計画は、水戸市第6次総合計画を踏まえ、より具体的な内容について定めた個別計画です。また、関連する本市の各種事業計画等との整合を図っています。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規程による「市町村男女共同参画計画」として策定し、国の男女共同参画社会基本法及び第3次男女共同参画基本計画、県の男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画（第2次）との整合を図っています。
- (4) この計画は、市民の声を反映させるために、水戸市男女平等参画推進委員会からの提言、男女平等参画に関する市民意識調査及び意見公募手続の実施により市民参加の手法を取り入れ、市民と行政との協働により策定するものです。



3 計画の期間

新たな計画の期間は、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの5か年とします。

ただし、計画の進捗状況や社会環境の変化に応じて、期間中においても必要に応じて見直しするものとします。

4 計画の進行管理

計画の進行管理を適切に行うため、毎年、市において施策の実施状況の調査を行います。また、水戸市男女平等参画推進委員会において施策の実施状況をチェックするとともに、市議会に報告し、市民に公表することにより、行政と市民が一体となって計画の進行管理にあたります。

5 計画策定の背景

1 世界の動向

昭和 50（1975）年、国際連合（以下「国連」）は、この年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティにて第 1 回世界女性会議を開催、「平等・発展・平和」を基本理念とするメキシコ宣言と、その目標達成の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年を「国連婦人の 10 年」としました。

昭和 54（1979）年、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。翌年、コペンハーゲンでの第 2 回世界女性会議において 57 カ国が署名しました。

平成 7（1995）年、国連は、アジアで初となる世界女性会議（第 4 回）を北京で開催、「北京宣言」と女性の地位向上のために優先的に取り組むべき分野を示した「行動綱領」が採択されました。国連婦人の地位委員会において、平成 17（2005）年に「北京+10」閣僚級会合、平成 22（2010）年に「北京+15」記念会合が開催され、北京会議以降の取組状況の評価等を行いました。

平成 12（2000）年、国連は「女性 2000 年会議」を開催、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成 18（2006）年、東京にて「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、16 カ国、2 国際機関が参加、日本が議長国を務めました。

平成 23（2011）年、国連において、女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目的とした「UN Women」が、正式に活動を開始しました。

2 日本の動向

昭和 52（1977）年に、世界行動計画を踏まえた「国内行動計画」が策定されました。さらに、昭和 62 年（1987）年には国内行動計画が見直され、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

昭和 60（1985）年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉に関する法律（男女雇用機会均等法）」を制定するなど国内法の整備が進められ、女子差別撤廃条約を批准しました。

平成 11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。法律では、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けてしています。翌年には、法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 15（2003）年、男女共同参画推進本部において、「女性のチャレンジ支援策の推進

について」が決定されました。

平成 17（2005）年、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

平成 19（2007）年、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 20（2008）年、男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」が決定されました。

平成 22（2010）年、「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。

平成 24（2012）年、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が決定されました。

3 茨城県の動向

昭和 55（1980）年、第2次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」が、昭和 61（1986）年には、新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参画の促進」が位置付けられました。

平成 3（1991）年、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受け、「いばらきローズプラン 21」が策定されました。

平成 7（1995）年に、茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」が位置付けられ、翌年に「いばらきハーモニープラン」が策定されました。

平成 13（2001）年、男女共同参画社会基本法の理念を受けて、「茨城県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年、「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」が策定されました。

平成 17（2005）年、拠点施設として、女性プラザ男女共同参画支援室が開設されました。

平成 23（2011）年、「第2次茨城県男女共同参画基本計画（いきいきいばらきハーモニープラン）」が策定されました。

4 水戸市の取組

昭和 61（1986）年に策定した水戸市第3次総合計画において「人格としての平等」と「母性としての保護」の2つの視点から女性施策を初めて婦人行政の項目に位置付けました。

昭和 62（1987）年に市民よる「婦人問題懇話会」を設置し、翌年、「水戸市婦人行政推進計画」を策定しました。

平成 4（1992）年、市長公室文化室内（平成6年より国際文化課内）に「女性行政係」を設置するとともに、関係課長で構成する「水戸市女性行政連絡会議」や担当者等で構成する「水戸市女性行政プランニングチーム」を組織しました。また、女性大学を開講し、職員アンケートやシンポジウムなどを実施しました。

平成5（1993）年、「水戸市女性行動計画策定委員会」を設置し、女性行動計画の策定の検討が進められました。

平成6（1994）年、「水戸市第4次総合計画」では、女性施策を男女共同参画社会の構築として位置付けました。

平成7（1995）年、「平等・創造・平和」を基本理念に定め、平成15年度までを計画期間とする「水戸市女性行動計画」を策定しました。また、平成7年度から11年度を実施期間とする「前期実施計画」を作成しました。さらに、この計画を推進するため、附属機関である「水戸市女性行動計画推進委員会」と市長を本部長とする「水戸市女性行動計画推進本部」を設置しました。

平成8（1996）年、男女がともにわかちあい、ともにつくる社会の実現に向け、「男女共同参画都市」を議会の議決を経て宣言しました。

平成9（1997）年、意識の啓発を図るための水戸市女性情報誌を創刊し、公募により誌名を「びよんど」と決定しました。

平成10（1998）年、政策方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性人材バンクを創設しました。

平成11（1999）年、担当所管を「男女共同参画推進室」と名称変更し、推進係を設置しました。また、「日本女性会議2001みと実行委員会」が設立され、平成13（2001）年の開催に向けて準備を始めました。

平成12（2000）年、水戸市女性行動計画の「後期実施計画」（実施期間：平成12年度から平成15年度まで）を作成しました。

平成13（2001）年3月、議員提案による「水戸市男女平等参画基本条例」が全会一致で可決され、同年9月、「日本女性会議2001みと」の開催に合わせ施行されました。

また、担当所管の男女共同参画推進室を課相当の組織とし、管理計画係と事業推進係を設置し、拠点施設となる「水戸市男女文化センターびよんど」を開館しました。

平成14（2002）年、男女平等を阻害するさまざまな問題の解決を図るため「男女平等に関する相談」を開始するとともに、男女平等に関する市民の苦情に対応するため、「水戸市男女平等参画苦情処理委員会」を設置しました。また、水戸市男女平等参画基本条例に基づく基本計画を策定するため、「水戸市男女平等参画推進委員会」を設置し、庁内推進体制として市長を本部長とする「水戸市男女平等参画推進本部」や関係課長で構成する「水戸市男女平等参画推進連絡会議」などを設置しました。

平成15（2003）年、引き続き、市民の意見を広く求めながら基本計画の策定の検討が進められました。また、担当所管の名称を「男女平等参画推進室」に変更し基本条例の名称との整合を図るとともに、翌年の「全国男女共同参画宣言都市サミット」の開催に向けて、実行委員会が組織されました。

平成 16（2004）年、「水戸市男女平等参画推進委員会」から答申を受けて、平成 26 年度までを計画期間とする「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定しました。

平成 19（2007）年、担当所管の名称を「男女平等参画推進課」、平成 22（2010）年に「男女平等参画課」と変更しました。

平成 22（2010）年、五軒市民センターとの位置交換により「男女平等参画センター」を単独施設として新たな拠点施設を整備し開設しましたが、翌年 3 月の東日本大震災により甚大な被害を受けたため閉鎖しました。

平成 26（2014）年、市民意識及び社会環境の変化などに対応し、一層の男女平等参画を推進するために、「水戸市男女平等参画推進基本計画（第 2 次）」を策定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

基本理念

「水戸市男女平等参画基本条例」を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

(1) 性別による差別の根絶と人権の尊重

性別を理由にした差別をなくし、乳幼児から高齢者に至る一人一人の個性や尊厳が守られるために、個人の人権が尊重されること。

(2) 多様な生き方を選択する権利の確立

家族形態、就労形態などが多様化している中で、誰もが自らの意思と責任において、自らの生き方を選び決められること。

(3) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

妊娠や出産、避妊、月経、生殖医療などにおいて負担の大きい女性の心身の健康が配慮され、性と生殖に関する健康と権利が、圧力をうけることなく、大切に守られ尊重されること。

(4) あらゆる場や分野での男女平等参画

男女が家庭、学校、地域、職場などのあらゆる場での活動において、また、福祉、教育、防災、環境、科学などのあらゆる分野での取組において、能力を発揮する機会が確保され、平等に参画することができること。

(5) 政策、方針や計画の決定過程への平等な参画

男女が等しく利益を享受することができ、ともに責任を担うために、政策、方針及び計画の立案から決定まで、平等な立場で主体的に関わるための機会が確保されること。

(6) 国際的協調を踏まえた多様な価値観の創造と形成

国際社会の一員として、多様な文化・価値観を持った人々との相互理解を深めながら、国際的協調の進展を踏まえ、国際的な水準に達成するように努力すること。

計 画 の 基 本 方 針

男女平等参画社会の実現に向け、3つの基本方針を掲げて、様々な施策に取り組みます。

【基本方針1】“多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまち”を目指します

人種、年齢、ハンディキャップの有無、あるいは価値観、生き方、考え方の違いなど、多様な人たちが集まり社会はできています。そうした違いを認めあい共に支えあう、多様性を受け入れた社会が求められている中で、互いに尊重しあうことのできる男女平等参画社会の実現を目指します。

また、社会問題となっているDVやストーカー行為などの男女間の暴力やハラスメント（嫌がらせ）による人権侵害の根絶を目指します。

【基本方針2】“生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまち”を目指します

女性の活躍による経済社会の活性化が期待されている中で、性別を問わず、家事・育児・介護などを担いながら、各々が継続的に働くことのできる環境づくりを推進します。

さらに、経済的基盤を得るための「働く」ことに限らず、家庭内での家事・育児・介護や地域コミュニティ活動、ボランティア活動などを含めて「はたらく」こととしてとらえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、誰もが生涯を通じて人や社会とつながりながら、いきいきと「はたらく」ことのできる社会を目指します。

【基本方針3】“あらゆる分野で力をあわせ、みんなでともにつくるまち”を目指します

東日本大震災での経験から、男女のニーズの違いに配慮し、女性の視点を反映した防災計画の策定や国・自治体の防災会議への女性の登用が積極的に行われています。また、女性の就業率の高い看護師や保育士などの職業に就く男性が増加しており、男性の就業意識に変化が見られます。

このように、男女が様々な分野に参画することにより、新しい発想や成果が得られることが期待されています。そこで、男女それぞれの視点をいかすためにも、あらゆる分野への男女平等参画を推進します。

そして、市民・事業者・行政が、それぞれの立場で知恵をしばり行動をおこす中で、様々な形での「協働」を一層推進し、男女平等参画社会の実現を目指します。

計画の体系

